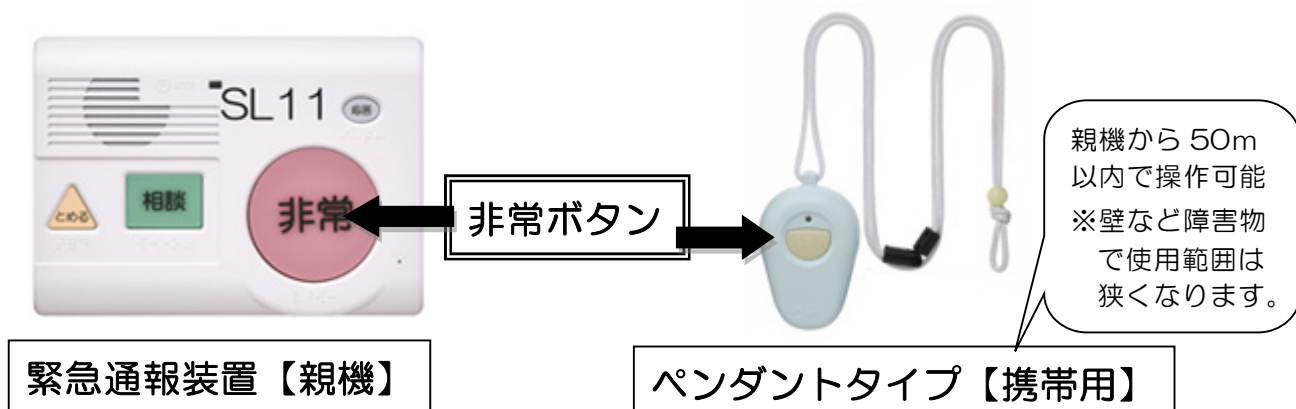
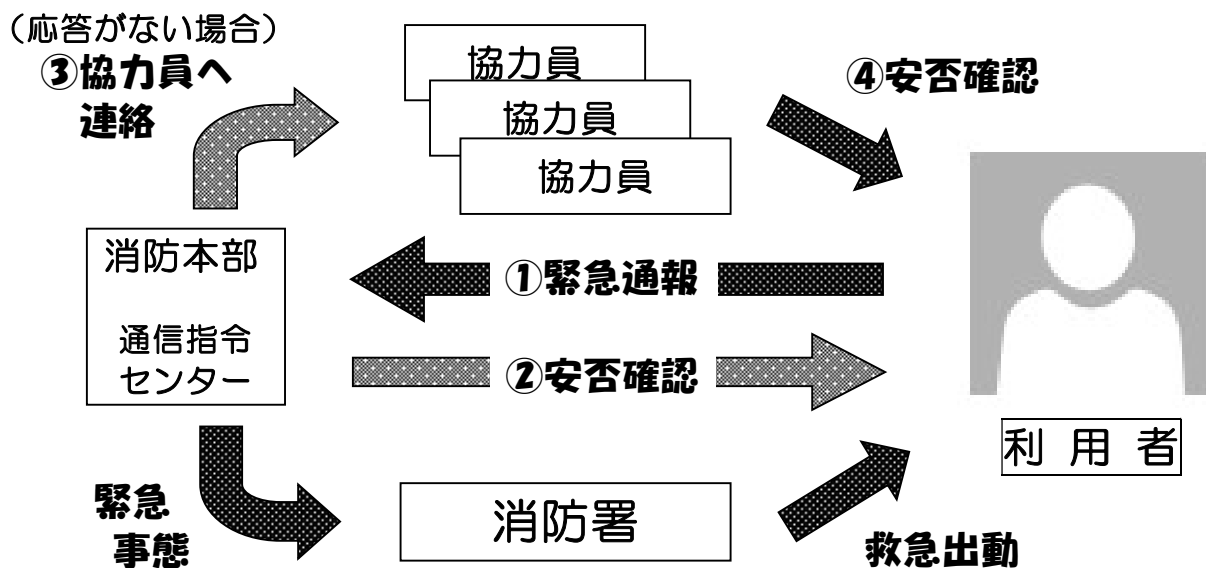


緊急通報装置のご案内

1 【緊急通報装置のしくみ】



- (1) 緊急通報装置【親機・携帯用】の非常ボタンを押すと、消防本部（備北消防通信指令センター）につながります。（そのまま会話ができます。）
※首かけタイプ【携帯用】は、通報のみで、会話はできません。
- (2) 消防本部から、利用者へ安否確認の呼びかけがあります。
- (3) 利用者は呼びかけに対して、健康状態の急変や火災の発生等の緊急事態を伝え、消防本部は必要に応じて、救急車又は消防車を出動します。
- (4) 万一、利用者が消防本部の呼びかけに応じなかった場合には、消防本部は協力員に連絡し、利用者の安否確認を依頼します。
- (5) 協力員は、消防本部の依頼に応じて、利用者の安否確認を行います。

2【給付の対象者】

次に該当する方で、2名以上（最低でも1名）の協力員が確保できる方

- おおむね65歳以上で、健康に不安があるひとり暮らし高齢者等
- 身体障害者のみの世帯
- 上記のいずれかに準ずる世帯

3【給付の申請】

「緊急通報装置給付申請書」及び「緊急通報システム事業利用者調査票及び緊急時屋内進入承諾書」に記入・押印し、提出してください。

※申請書には、申請者のほか、協力員及び担当民生委員の押印が必要です。

申請書は、地域の民生委員を通じて提出してください。

4【給付の決定】

申請書の内容を審査し、給付決定の場合には、後日、緊急通報装置の取付業者がご自宅に伺います。（取付工事の訪問日時は、事前に相談があります。）

5【費用負担】

緊急通報装置の給付に要する費用は、世帯の市民税の課税状況に応じて、次のとおり定められています。

(令和2年4月以降)

利用者世帯の階層区分		利用者負担率	負担額
生活保護法による被保護世帯		0%	0円
市民税額が0円及び均等割の額のみ課税の世帯		0%	0円
世帯の市民税額 (均等割の額及び 所得割の額の合算額)	1円 ~ 16,500円	20%	12,400円
	16,501円 ~ 40,500円	40%	24,900円
	40,501円 ~ 100,500円	60%	37,400円
	100,501円 ~ 147,000円	80%	49,900円
	147,001円 ~	100%	62,400円

※ 設置後の経費（通話料、電池などの保守管理）は、利用者の負担となります。

※ 設置に際して、特別な工事を行う場合は、別途工事費が必要になることがあります。

※ インターネットの接続環境がある場合は、事前にお知らせください。
(設置までに時間を要する場合や、接続工事が必要になる場合があります。)

■「緊急通報装置」についてのお問い合わせ先 ■

庄原市役所 生活福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係

【電話】0824-73-1165 【FAX】0824-75-0245

または、お近くの民生委員へご相談ください。